



# 鳥取県公報

令和4年2月18日（金）  
号外第6号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (1) (市町村課) . . . . . 3
-------	--

———公布された条例のあらまし———

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

自然公園法施行令の一部が改正され、同令の規定に基づく事務が廃止されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 自然公園法施行令に基づく協議の申出等の受理及び知事への送付の移譲事務を廃止する。
- (2) 施行期日は、令和4年4月1日とする。

# 条 例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第1号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
12 削除		12 自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）に基づく事務のうち、附則第6項に規定する協議の申出等の受理及び知事への送付	各市町村
略		略	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。